

第31回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2016年3月23日（水曜日） 午前10時
（受付開始 午前8時30分）

場 所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
（東京都港区芝公園四丁目8番1号）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第31回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2015年度、当社を取り巻く事業環境は、各国市場におけるマクロ経済の影響やたばこの需要減少・規制の強化など引き続き厳しいものでした。そのような状況においても、当社は、中長期にわたる持続的な成長のための投資を着実に実行する中、全社業績は、事業の実力を示す利益指標である為替一定ベース調整後営業利益において引き続き伸長^{※1}し、また、海外たばこ事業における為替影響を大きく受けたものの、当期利益^{※2}の増益を実現するなど、着実な利益成長を果たしました。

今後もJTグループを取り巻く事業環境は、世界規模で、かつ、より一層早いスピードで変化していくものと想定されますが、私たちJTグループの強みである「変化への対応力」にさらに磨きをかけ、将来起こり得る様々な変化をチャンスと見立て、先取りし、持続的な利益成長を目指してまいります。

こうした「変化への対応力」を高める一方、私たちは、変わらずに追求していく経営理念として「4Sモデル」を掲げています。これはお客様を中心として株主様、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、それぞれのご期待にしっかりとお応えしていくという考え方です。この「4Sモデル」に基づき、中長期にわたる利益成長に向けた事業投資を着実に実行していくことが、企業価値の継続的な向上につながり、株主様の共通の利益となるベストなアプローチであると確信しています。

2016年度も不確実性の高い事業環境が継続すると考えておりますが、短期的な成果のみに捉われることなく、常に中長期を見据え、引き続き魅力ある新商品の開発やブランドの強化、また、新たな市場や領域への積極的な事業投資を利益成長に結実させ、皆様のご期待にお応えできるよう、強い意志をもって経営にあたっていく所存です。

2016年2月
代表取締役社長 小泉光臣



代表取締役社長

小泉光臣

※1. 前年度の決算日変更に伴い、2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間を前年同一期間とし、当年度の会計期間との比較を実施

※2. 当年度において飲料事業を非継続事業に分類しており、飲料事業におけるオペレーター事業子会社の当社保有株式等の譲渡益を除いた継続事業からの当期利益

目次

招集ご通知

第31回定時株主総会招集ご通知	3
議決権の行使方法のご案内	5

株主総会参考書類（議案）

株主総会参考書類	7
----------	---

事業報告 ※ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。

I. 企業集団の現況に関する事項	19
II. 会社の株式に関する事項	36
III. 会社の新株予約権等に関する事項	37
IV. 会社役員に関する事項	39
V. 会計監査人に関する事項	43
VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての 決議の内容の概要及び当該体制の運用状況	44

連結計算書類

連結財政状態計算書	51
連結損益計算書	52
連結持分変動計算書	53

計算書類

貸借対照表	54
損益計算書	55
株主資本等変動計算書	56

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告	57
会計監査人監査報告	58
監査役会監査報告	59

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
日本たばこ産業株式会社
代表取締役社長 小 泉 光 臣

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2016年3月22日（火曜日）午後6時まで**に到着するようご返送くださいますか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）より**2016年3月22日（火曜日）午後6時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年3月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他の招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 連結計算書類の注記及び計算書類の注記は、法令及び当社定款第17条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載していません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記も含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.jti.co.jp/>

株主総会にご来場いただく株主様へのご案内

- ◎当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会直前は混雑が予想されます。また、第1議場が満席の場合、第2議場へのご案内となります。お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者(手話通訳者を含みます。)の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、3月15日(火曜日)までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。
- ◎当日ご来場の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書の枚数にかかわらず、ご来場の株主様お一人につき一個とさせていただきます。

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席




議決権行使書を会場受付にご提出ください。(捺印は不要です)

株主総会開催日時

2016年3月23日 (水)
午前10時

議決権行使書を郵送



議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限

2016年3月22日 (火)
午後6時まで

インターネットによる行使



議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2016年3月22日 (火)
午後6時まで

▶▶▶ 詳細は次ページをご覧ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

JT 議決権行使書 日本たばこ産業株式会社 御中		<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>原案に對し</th> </tr> <tr> <td>第1号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>	議案	原案に對し	第1号議案	賛 否	第2号議案	賛 否	第3号議案	賛 否	第4号議案	賛 否
議案	原案に對し											
第1号議案	賛 否											
第2号議案	賛 否											
第3号議案	賛 否											
第4号議案	賛 否											
私は、2016年3月23日開催の日本たばこ産業株式会社第31回定時株主総会(議決権又は議案を含む)の各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。 2016年3月 日		選挙日現在の所有株式数 株 議決権の数 股 お願い 1. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を会場受付まで持参していただきますので、この部分を封筒に入れて封筒裏面に「敬請ご留意ください」とのいずれかの方法により議決権行使書をご提出ください。 2. 株主総会開催日(2016年3月23日)の前日(2016年3月22日)午後6時までに到着するよう、この部分を切り取りご投函ください。 (インターネットによる議決権行使書) インコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (http://www.evotep.jp/) にアクセスしていただきます。2016年3月22日(火曜日)午後6時までに議決権を行使してください。 3. 第3号議案の候補者の中から、一部の候補者を否決される場合は、「賛」の欄に「○」を記入し、その候補者の番号(括弧二重数字)の株主総会参加者欄において候補者番号(括弧二重数字)をご記入ください。なお、インターネットによる場合は画面の案内に「票面よりご記入ください」。 (ログインID) _____ (仮パスワード) _____ 株主番号(8桁) _____ 日本たばこ産業株式会社										

インターネットによる議決権行使に必要となる「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

▶▶▶ 詳細は次ページをご覧ください。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案・第2号議案・第4号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対される場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を()内にご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（以下、「議決権行使サイト」といいます。）にアクセスしていただき、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記の「システム等に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）」へお問い合わせください。当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

議決権行使サイト ▶ <http://www.evotage.jp/>

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2016年3月22日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関するお問い合わせ先 ▶ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
 **0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先し、加えてグローバルFMCG※1業界における競争力ある株主還元を追求してまいりました。

この方針のもと、第31期の期末配当につきましては、次のとおり、経営計画2015の目標として掲げた連結配当性向50%を達成する53.2%（継続事業ベース※2）となる配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金64円 総額 114,605,732,416円

なお、昨年9月に中間配当金として54円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期と比べ18円増額の1株につき118円となります。

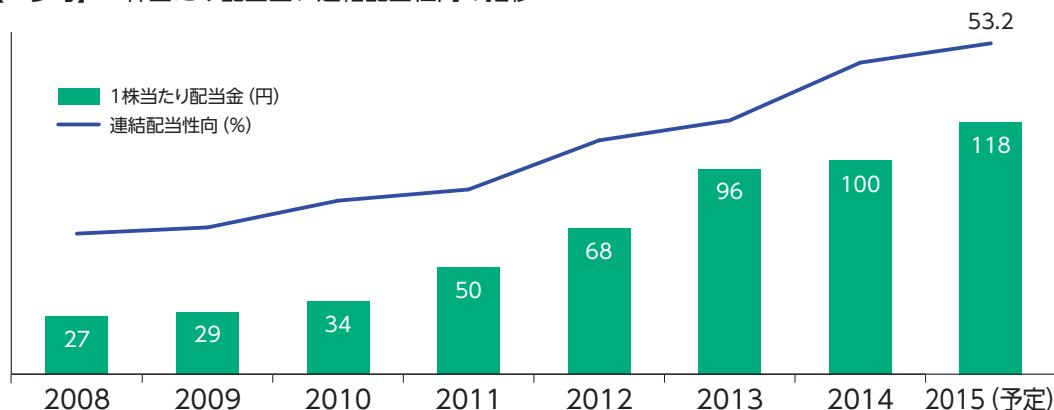
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年3月24日

※1. FMCG：Fast Moving Consumer Goods（日用消費財）

※2. 当年度において、飲料自販機オペレーター事業子会社の当社保有株式等の譲渡及び当社飲料製品の製造販売事業の終了に伴い、「飲料事業」を非継続事業に分類し、継続事業と非継続事業を区分して表示しております。

【ご参考】 1株当たり配当金、連結配当性向の推移※1～3



※1. 当年度の連結配当性向53.2%については継続事業ベースとなります。なお、非継続事業を含めた連結配当性向は、43.6%となります。

※2. 2010年度以前は日本基準ベースにおけるのれん償却影響を除く連結配当性向、2011年度以降はIFRSベースにおける連結配当性向

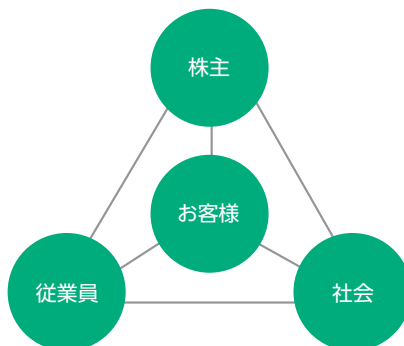
2014年度（変則決算期）は、4-12月期ベースにおける連結配当性向

※3. 1株当たり配当金は、2012年7月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を行っており、遡って当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値

【ご参考】

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



経営計画2016は、引き続き調整後営業利益成長率（為替一定）※1において、中長期に亘って年平均mid to high single digit※2成長を目指してまいります。また、経営資源配分方針、株主還元方針については、以下のとおりとしております。

経営資源配分方針

当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき経営資源配分を実行

- ・ 中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先
- ・ 事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

株主還元方針

強固な財務基盤※3を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図る

- ・ 1株当たり配当金の安定的・継続的な成長を目指す
- ・ 自己株式取得は、事業環境や財務状況の中期的な見通しを踏まえて、実施の是非を検討
- ・ なお、引き続きグローバルFMCG※4の還元動向をモニタリング

※1. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、調整後営業利益成長率（為替一定）とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。

※2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ

※3. 「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する

※4. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているFast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 最適な業務執行体制の構築を目的として、取締役だけでなく、取締役以外の執行役員からも社長及び副社長の選定を可能とするため、定款第23条の変更を行うものであります。これに伴い、株主総会の招集及び議長並びに取締役会の招集及び議長を定めていた規定（定款第15条、第16条、第24条）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、2001年から執行役員制度を導入しておりますが、上記の変更に伴い、執行役員の選任方法及び役割等を明確にする旨の規定（定款第27条）を新設し、これに伴い、当該条文を含む章の名称について変更を行うものであります。
- (3) 2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、社外取締役及び社外監査役に加えて、新たに社外取締役以外の業務を執行しない取締役及び社外監査役以外の監査役との間においても責任限定契約を締結することが認められたことから、当該取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができ、かつ、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、定款第26条及び第31条の変更を行うものであります。

なお、取締役の責任免除の規定（定款第26条）を変更する議案の提出については、監査役全員の同意を得ております。

- (4) 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集及び招集地) 第15条 本会社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、<u>社長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 株主総会は、これを本店の所在地又はこれに隣接する地において招集する。</p> <p>(株主総会の議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集及び招集地) 第15条 本会社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>が招集する。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会等</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名、必要に応じて、<u>会長1名及び副社長若干名を選定する。</u></p> <p>2 社長は、<u>会社を代表する。</u></p> <p>3 社長のほか、取締役会の決議によって、<u>会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>4 社長は、<u>取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。</u></p> <p>5 副社長は、<u>社長を補佐し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>6 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 会長を選定した場合には、<u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、社長がこれに当たる。</u></p> <p>3 取締役会を招集するには、<u>会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>4 本会社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第23条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役及び執行役員の中から社長1名、必要に応じて、副社長若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、必要に応じて、会長1名を選定する。</u></p> <p>3 取締役会の決議によって、<u>会社を代表する取締役若干名を選定する。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役又は執行役員がその職務を行う。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 会長を選定した場合には、<u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>5 取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第27条～第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第32条～第34条 (条文省略)</p>	<p>5 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>執行役員</u>) 第27条 本会社は、<u>取締役会の決議によって、執行役員を選任し、その担務を定め、会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>第28条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第32条 (現行どおり)</p> <p>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1	丹 呉 泰 健 再任	取締役会長	出席回数 18回/18回 1年9ヶ月
2	小 泉 光 臣 再任	代表取締役社長 CEO	出席回数 18回/18回 8年9ヶ月
3	新 貝 康 司 再任	代表取締役副社長 副CEO、コンプライアンス・総務・法務・ 企画・IT・ビジネスディベロップメント・ 人事・監査担当	出席回数 18回/18回 10年9ヶ月
4	岩 井 睦 雄 新任	専務執行役員 たばこ事業本部長	— —
5	宮 崎 秀 樹 再任	取締役副社長 財務・CSR・コミュニケーション担当	出席回数 18回/18回 3年9ヶ月
6	おか 岡 素 之 再任 社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	出席回数 16回/18回 3年9ヶ月
7	こう 幸 田 真 音 再任 社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	出席回数 18回/18回 3年9ヶ月

(注) 1. 2015年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。

候補者番号 たんご やすたけ

1 丹呉泰健

(1951年3月21日生)

所有する当社の株式数 1,700株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 大蔵省入省
2006年10月 財務省理財局長
2007年7月 同省大臣官房長
2008年7月 同省主計局長
2009年7月 同省財務事務次官
2010年7月 同省財務事務次官退官
2010年12月 株式会社読売新聞グループ本社監査役
2012年12月 内閣官房参与
2014年4月 内閣官房参与退任
2014年6月 当社取締役会長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社大垣共立銀行社外取締役

取締役候補者とした理由

丹呉泰健氏は、2014年6月に当社取締役会長に就任しております。長年にわたる省庁における経験の中で、財務事務次官などの重要な役職を歴任するとともに、官民を問わず多様な人脈との交流を通じて培ったコーポレートガバナンスをはじめとする豊富な知見と経験を有しております。同氏の経験に裏打ちされた幅広い視野と高い視座は、今後も当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号 こいずみ つおみ

2 小泉光臣

(1957年4月15日生)

所有する当社の株式数 26,900株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月 日本専売公社入社
2001年6月 当社経営企画部長
2003年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー
2004年6月 当社執行役員
たばこ事業本部事業企画室長
2006年6月 当社常務執行役員
たばこ事業本部事業企画室長
2007年6月 当社取締役 常務執行役員
たばこ事業本部営業統括部長
2007年7月 当社取締役 常務執行役員
たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者
2009年6月 当社代表取締役副社長 たばこ事業本部長
2012年6月 当社代表取締役社長
2016年1月 当社代表取締役社長 CEO
現在に至る

取締役候補者とした理由

小泉光臣氏は、2007年6月に当社取締役会長に就任、2012年6月から代表取締役社長に就任しております。厳しい事業環境の中、たばこ事業を中核とするグローバル成長企業への変革に向け、当社の持続的成長のための基盤を確実なものとして発展させるべく、常に高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮してきました。同氏がこれまで多岐にわたる分野で培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号

しんがいやすし

3 新貝康司

(1956年1月11日生)

所有する当社の株式数 25,300株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 日本専売公社入社
- 2001年 7月 当社財務企画部長
- 2004年 6月 当社執行役員 財務グループリーダー
- 2004年 7月 当社執行役員 財務責任者
- 2005年 6月 当社取締役 執行役員 財務責任者
- 2006年 6月 当社取締役
JT International S.A. Executive Vice President
- 2011年 6月 当社代表取締役副社長
企画・人事・法務・食品事業担当
- 2012年 6月 当社代表取締役副社長
コンプライアンス・企画・人事・総務・
法務・監査担当
- 2016年 1月 当社代表取締役副社長
副CEO、コンプライアンス・総務・法務・
企画・IT・ビジネスディベロップメント・
人事・監査担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

新貝康司氏は、2005年6月に当社取締役
に就任し、2011年6月より代表取締役副
社長に就任しております。JT
International S.A. Executive Vice
President在任中に英ギャラハー社の買
収・統合を指揮し、海外たばこ事業を利
益成長の牽引役とする基盤を強固なもの
にするなど、常に高い見地から経営者と
して卓越した手腕を發揮してきました。
同氏がこれまで国内外において培ってき
た幅広く深い知見と経験は、今後も当社
のグループ経営において必要不可欠であ
ることから、選任をお願いするものであ
ります。

(重要な兼職の状況)

株式会社リクルートホールディングス社外取締役

候補者番号

いわいむつお

4 岩井睦雄

(1960年10月29日生)

所有する当社の株式数 19,800株



新任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1983年 4月 日本専売公社入社
- 2003年 6月 当社経営企画部長
- 2004年 7月 当社経営戦略部長
- 2005年 6月 当社執行役員
食品事業本部食品事業部長
- 2006年 6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長
- 2008年 6月 当社常務執行役員 企画責任者
- 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員
企画責任者 兼 食品事業担当
- 2011年 6月 当社取締役
JT International S.A. Executive Vice President
- 2013年 6月 当社専務執行役員 企画責任者
- 2016年 1月 当社専務執行役員 たばこ事業本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

岩井睦雄氏は、食品事業、飲料事業、経
営企画等の各分野で事業運営を牽引する
とともに、海外たばこ事業については、
JT International S.A. Executive Vice
Presidentとして事業成長の一翼を担
い、その成長に貢献いたしました。2016
年1月からは、国内外におけるたばこ事業
を牽引するたばこ事業本部長に就任して
おります。同氏のこれまでの経験から、的
確な意思決定力に裏打ちされた力強い事
業執行力と、事業を多面的に監督する力量
を十分に有していると判断し、取締役とし
て選任をお願いするものであります。

(重要な兼職の状況)

JT International Group Holding B.V. Chairman

候補者番号

みやざきひでき

5

宮崎秀樹

(1958年1月22日生)

所有する当社の株式数 14,300株



再任

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月 野村證券株式会社入社
 2005年7月 当社経理部調査役
 2006年1月 当社財務副責任者
 2008年6月 当社執行役員 財務責任者
 2010年6月 当社常務執行役員 財務責任者
 2012年6月 当社取締役副社長
 CSR・財務・コミュニケーション担当
 現在に至る

取締役候補者とした理由

宮崎秀樹氏は、2012年6月に当社取締役副社長に就任しております。前職を含めた長年にわたる経験で、国内外での財務・税務分野における深い知見等を培ってきており、これまでも、当社の持続的成長のための基盤を確実なものとして発展させるべく、主に財務・CSR・コミュニケーションの分野において経営者として卓越した手腕を発揮してきました。同氏の経験と知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号

おかもとゆき

6

岡素之

(1943年9月15日生)

所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1966年4月 住友商事株式会社入社
 1994年6月 同社取締役
 1998年4月 同社代表取締役常務
 2001年4月 同社代表取締役専務
 2001年6月 同社代表取締役社長
 2007年6月 同社代表取締役会長
 2012年6月 同社相談役
 現在に至る
 2012年6月 当社社外取締役
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

日本電気株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

岡素之氏は、2012年6月より当社社外取締役に就任いただいております。長年にわたるグローバル企業の経営や財界における豊富な経験や幅広い識見を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場から業務執行の監督に尽力いただきました。取締役会における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。同氏の経験と知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号 こうだ まいん

7 幸田真音

(1951年4月25日生)

所有する当社の株式数 0株



再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年 9月	作家として独立 現在に至る
2003年 1月	財務省財政制度等審議会委員
2004年 4月	滋賀大学経済学部客員教授
2005年 3月	国土交通省交通政策審議会委員
2006年11月	政府税制調査会委員
2010年 6月	日本放送協会経営委員
2012年 6月	当社社外取締役 現在に至る

(重要な兼職の状況)

作家
株式会社LIXILグループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

幸田真音氏は、2012年6月より当社社外取締役役に就任いただいております。国際金融に関する豊富な識見や、政府等審議会委員等を歴任された幅広い経験、作家活動にて発揮されている深い洞察力と客観的な視点を当社の経営に反映していただくとともに、独立・公正な立場からの業務執行の監督に尽力いただきました。取締役会における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に多大なる貢献をいただいております。同氏の経験と知見は、今後も当社のグループ経営において必要不可欠であることから、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、岡素之、幸田真音の両氏との間で会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、第2号議案定款一部変更の件が本総会において承認され、かつ丹呉泰健氏の選任が承認された場合、変更後の当社定款第26条の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 岡素之、幸田真音の両氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
4. 当社は、岡素之、幸田真音の両氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しており、両氏の選任が承認された場合、再度独立役員に指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

まさきみちお
政木道夫

(1961年2月20日生)

所有する当社の株式数 0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 司法修習生
1989年4月 検事任官
2003年7月 前橋地方検察庁高崎支部長
2004年4月 弁護士登録
シティユーワ法律事務所
現在に至る

(重要な兼職の状況)

シティユーワ法律事務所弁護士
浜井産業株式会社社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

政木道夫氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、社外役員以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 政木道夫氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 当社は、政木道夫氏が監査役に就任した場合、同氏と会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 政木道夫氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

- 1 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社に所属する者または所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主または当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先および当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2) 当社および当社の関連会社ならびに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または従業員
 - (3) 最近において(1)または(2)に該当していた者

以 上

(添付書類)

事業報告 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

前年度において、当社及び決算日が12月31日以外の子会社は決算日を12月31日に変更いたしました。この変更に伴い、前年度の会計期間は2014年4月1日から12月31日までの9ヶ月間となっております。また、当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.及びその子会社の決算日は、従前より12月31日であり、前年度の会計期間は2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間となっております。

なお、当年度の会計期間の比較対象として、2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間を前年同一期間としております。

また、当年度において、飲料自販機オペレーター事業子会社の当社保有株式等の譲渡及び当社飲料製品の製造販売事業の終了に伴い、「飲料事業」を非継続事業に分類し、継続事業と非継続事業を区分して表示しております。（「売上収益」、「営業利益」、「調整後営業利益」及び「親会社所有者に帰属する当期利益」は、継続事業を表示しております。）

なお、前年同一期間の実績についても、同様に表示しております。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過及びその成果

全般的概況

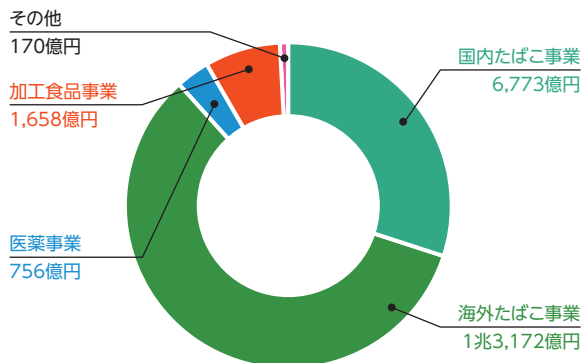
全社業績	第31期 (2015年1-12月)	売上収益
売上収益	2兆2,529億円 (前年同一期間比 0.3%減)	売上収益は、海外たばこ事業において現地通貨の不利な為替影響を大きく受けたこと及び国内たばこ事業の減収はあるものの、医薬事業及び加工食品事業の増収により、前年同一期間と水準の2兆2,529億円(前年同一期間比0.3%減)となりました。
調整後営業利益 ^(注1)	6,267億円 (前年同一期間比 5.2%減)	営業利益、調整後営業利益及び当期利益(親会社所有者帰属) 海外たばこ事業における現地通貨の不利な為替影響を主因に、調整後営業利益は、前年同一期間比343億円減益の6,267億円(前年同一期間比5.2%減)となりました。なお、為替一定ベースの調整後営業利益は、前年同一期間比9.9%増となります。営業利益は、不動産売却益の減少及び不動産除却損の計上はあるものの、国内たばこ事業における競争力強化施策及び海外たばこ事業における欧州製造拠点再編に係る費用が減少したことにより、前年同一期間比74億円減益の5,652億円(前年同一期間比1.3%減)となりました。
調整後営業利益 (為替一定) ^(注2)	7,265億円 (前年同一期間比 9.9%増)	継続事業からの当期利益(親会社所有者帰属)は、営業利益の減益はあるものの、法人所得税費用の減少等により、前年同一期間比70億円増益の3,985億円(前年同一期間比1.8%増)となりました。非継続事業からの当期利益(親会社所有者帰属)は、当社飲料製品の製造販売事業撤退費用を含むものの、飲料事業におけるオペレーター事業子会社の当社保有株式等の譲渡益により、872億円(前年同一期間は24億円の損失)となりました。
継続事業からの 当期利益 (親会社所有者帰属)	3,985億円 (前年同一期間比 1.8%増)	親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年同一期間比966億円増益の4,857億円(前年同一期間比24.8%増)となりました。
当期利益 (継続事業+非継続事業) (親会社所有者帰属)	4,857億円 (前年同一期間比 24.8%増)	

(注) 1. 調整後営業利益は、営業利益(損失)から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目(収益及び費用)を除いて算出した数値です。なお、調整項目(収益及び費用)はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。

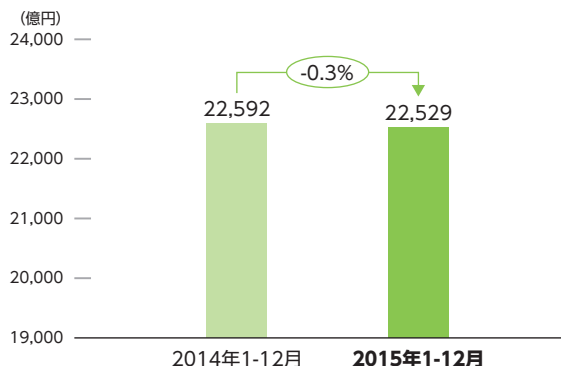
2. 調整後営業利益(為替一定)は、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた数値です。

【ご参考】

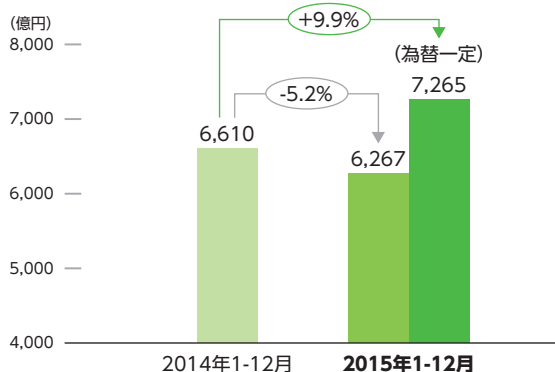
事業セグメント別の売上収益
(2015年1-12月)



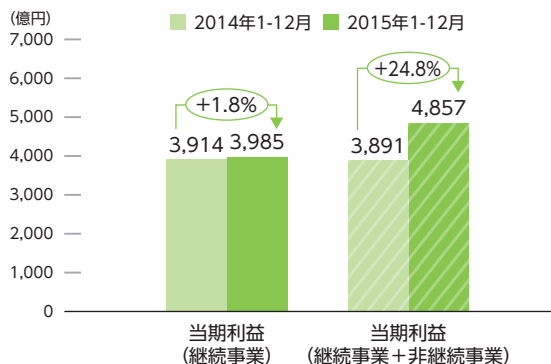
売上収益
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



調整後営業利益
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



当期利益 (親会社所有者帰属)
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



事業別の概況

国内たばこ事業

第31期
(2015年1-12月)

売上収益	6,773億円 (前年同一期間比 1.5%減)
自社たばこ製品 売上収益(注1)	6,422億円 (前年同一期間比 1.2%減)
調整後営業利益	2,541億円 (前年同一期間比 6.4%増)



当年度における販売数量は、趨勢減に加え、2014年4月の消費税増税影響により総需要が減少したこと等から、前年同一期間比31億本減少の1,092億本(注2)(前年同一期間比2.8%減)となりました。

シェアについては、競合他社の新製品発売等により競争が激化する中、「メビウス・プレミアムメンソール・オープン」シリーズが牽引し、メビウスのシェアが堅調に推移したことに加えて、2015年8月にブランド統合を行ったウィンストンにおいても、積極的な新製品投入やさらなるブランド・エクイティの強化に努めたことにより、59.9%(前年同一期間シェア60.4%)となりました。

販売数量の減少があるものの、単価上昇効果及び国内免税市場での販売数量の増加等が一部相殺し、自社たばこ製品売上収益は前年同一期間比76億円減収の6,422億円(前年同一期間比1.2%減)となりました。なお、国内紙巻たばこの千本当売上収益は5,661円となりました。

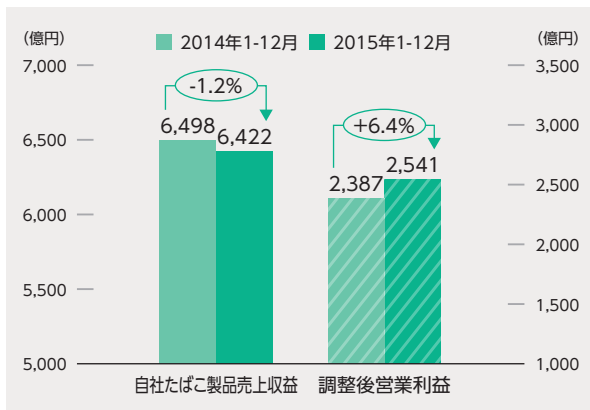
調整後営業利益については、単価上昇効果に加えて、競争力強化施策の効果及び前年同一期間に発生した一時的なコストの減少等により、前年同一期間比153億円増益の2,541億円(前年同一期間比6.4%増)となりました。

なお、財務大臣の認可を経て、2016年4月1日より、メビウス及び旧三級品(注3)について定価改定を行う予定です。

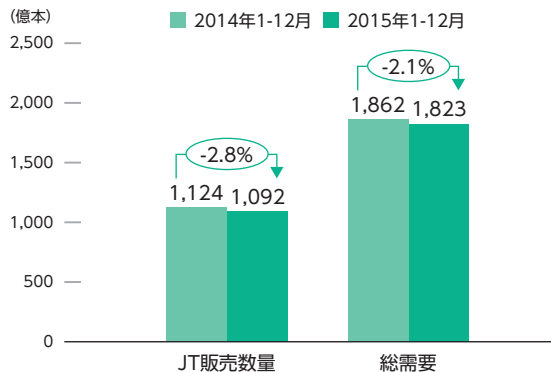
- (注) 1. 国内たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、売上収益から輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益を控除して算出した数値です。
2. 当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量38億本(前年同一期間の当該数量は34億本)があります。
3. 旧三級品とは、1985年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、「わかば」「エコー」「ウルマ」「パイオレット」「しんせい」「ゴールデンバット」が該当します。

【ご参考】

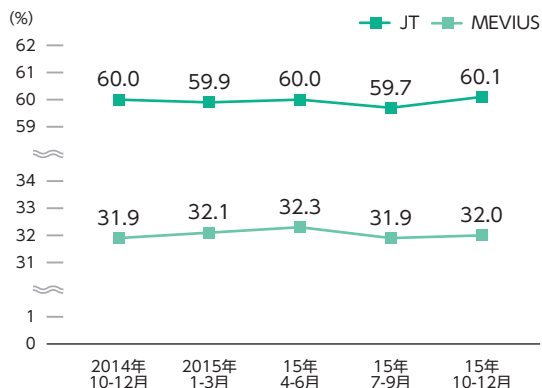
自社たばこ製品売上収益・調整後営業利益
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



JT販売数量・総需要
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



JT/MEVIUS シェア四半期別推移



海外たばこ事業

第31期
(2015年1-12月)

売上収益	1兆3,172億円 (前年同一期間比 0.8%減)
自社たばこ製品 売上収益(注1)	1兆2,525億円 (前年同一期間比 0.5%減)
調整後営業利益	3,944億円 (前年同一期間比 11.8%減)
調整後営業利益 (為替一定)	4,712百万ドル (前年同一期間比 10.8%増)



当年度におけるGFB(注2)販売数量は、事業環境の改善が見られた欧州を中心に各国においてシェアが伸長したことに加え、トルコにおけるキャメルの販売価格を見直したことによる好調等もあり、前年同一期間比114億本増加の2,736億本(前年同一期間比4.3%増)となりました。総販売数量(注3)は、主にロシアにおける総需要の減少等があったものの、GFBの成長により、前年同一期間比41億本減少の3,939億本(前年同一期間比1.0%減)となりました。

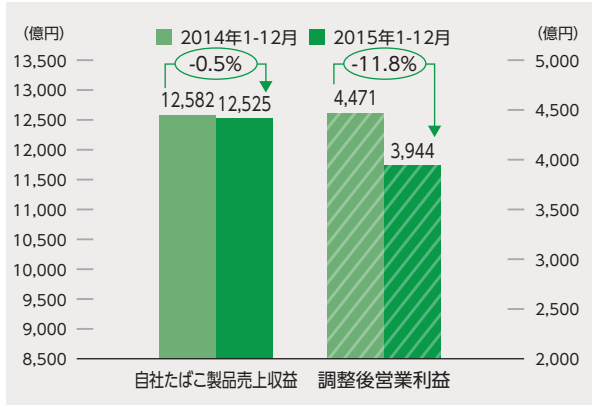
単価上昇効果があったものの、ルーブルをはじめとする現地通貨の不利な為替影響により、ドルベースの自社たばこ製品売上収益は前年同一期間比1,572百万ドル減収の10,338百万ドル(前年同一期間比13.2%減)、調整後営業利益は996百万ドル減益の3,257百万ドル(23.4%減)となりました。なお、為替一定ベースの調整後営業利益は前年同一期間比10.8%増となります。

邦貨換算時に円安影響を受けたことにより、円ベースの自社たばこ製品売上収益は前年同一期間比57億円減収の1兆2,525億円(前年同一期間比0.5%減)、調整後営業利益は527億円減益の3,944億円(11.8%減)となりました。

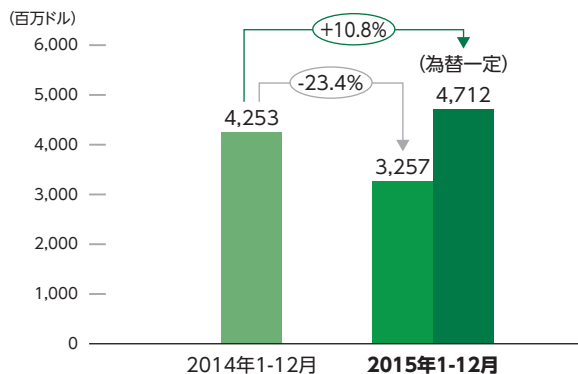
- (注) 1. 海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、売上収益から物流事業及び製造受託等に係る売上収益を控除して算出した数値です。
 2. 当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「グラマー」「シルクカット」「ソブラニー」の8ブランドをGFB(グローバル・フラッグシップ・ブランド)としております。
 3. 製造受託、水たばこ製品及びEmerging Productsを除き、Fine cut、シガー、パイプ、スヌースを含めております。

【ご参考】

自社たばこ製品売上収益・調整後営業利益
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



調整後営業利益 (ドルベース)
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



海外主要市場シェア

【12ヶ月移動平均】

	2014年12月	2015年12月	増減
イタリア	19.9%	21.1%	1.2ppt
フランス	20.8%	21.4%	0.6ppt
スペイン	21.7%	22.3%*	0.6ppt
英国	41.3%	42.0%	0.7ppt
ロシア (うちGFB)	34.9% 23.9%	33.6% 24.1%	△1.3ppt 0.2ppt
トルコ	29.0%	30.2%	1.2ppt
台湾	38.4%	39.2%	0.8ppt

出典：Internal estimates, Logista, IRI, Nielsen

*2015年11月時点の12ヶ月移動平均ベース

為替レート

為替レート (1米ドル)	2014年1-12月	2015年1-12月
円	105.79	121.10
ルーブル	38.40	60.98
英ポンド	0.61	0.65
ユーロ	0.75	0.90

医薬事業

第31期
(2015年1-12月)

売上収益 756億円
(前年同一期間比 14.8%増)

調整後営業利益 △23億円
(前年同一期間は△73億円)



医薬総合研究所 (大阪府高槻市)

医薬事業につきましては、各製品の価値最大化と次世代戦略品の研究開発推進を通じ、収益基盤のさらなる強化を目指しております。

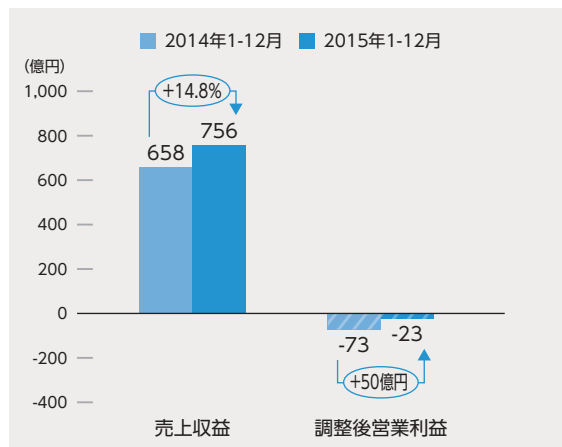
開発状況としましては、現在当社において9品目が臨床開発段階にあります。このうち、抗HIV薬「エルビテグラビル/コピシタット/エムトリシタピン/テノホビルアラフェナミドフマル酸塩配合錠」について、2016年度第1四半期に国内における製造販売承認申請を行う予定です。

グループ会社である鳥居薬品株式会社では、2015年12月よりダニ抗原によるアレルギー性鼻炎に対する減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「ミティキュアダニ舌下錠」について、また、2016年1月より「アレルゲンスクラッチエキス陽性対照液「トリイ」ヒスタミン二塩酸塩」について販売を開始しております。また、スギ花粉症に対する減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「TO-206」（舌下錠）について、2015年12月に製造販売承認申請を行いました。

当年度における売上収益につきましては、導出品の販売拡大に伴うロイヤリティ収入の増加に加え、鳥居薬品において、高リン血症治療剤「リオナ錠250mg」及び抗HIV薬「スタリビルド配合錠」等の販売が好調に推移したことから、前年同一期間比98億円増収の756億円（前年同一期間比14.8%増）となりました。調整後営業利益につきましては、売上収益の増加等により、50億円改善し、23億円の損失（前年同一期間は73億円の損失）となりました。

【ご参考】

売上収益・調整後営業利益
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



ご参考 医薬事業 臨床開発品目一覧 (2016年2月4日現在)

<自社開発品>

開発番号 (一般名)	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階	備考
JTK-303 (エルビテグラビル)/ コピシタット/ エムトリシタピン/ テノホビル アラフェナミ ドフマル酸塩配合錠	HIV感染症 /経口	インテグラーゼ阻害/ 逆転写酵素阻害	HIV (ヒト免疫不全ウイルス) の増殖に関わる2つの酵素の働きをインテグラーゼ阻害剤と核酸系逆転写酵素阻害剤により阻害し、ウイルス量を低下させる	国内: 申請準備中	JTK-303 (エルビテグラビル) は自社品 他3成分は導入品 (Gilead Sciences社)
エムトリシタピン/ テノホビル アラフェナミ ドフマル酸塩配合錠	HIV感染症 /経口	逆転写酵素阻害	HIV (ヒト免疫不全ウイルス) の増殖に関わる酵素の働きを核酸系逆転写酵素阻害剤により阻害し、ウイルス量を低下させる	国内: 申請準備中	導入品 (Gilead Sciences社)
JTT-851	2型糖尿病 /経口	GPR40作動	グルコース依存的にインスリン分泌を促進し、高血糖を是正する	国内: Phase 2 海外: Phase 2	自社品
JTZ-951	腎性貧血 /経口	HIF-PHD阻害	HIF-PHDを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	国内: Phase 2 海外: Phase 1	自社品
JTE-052	自己免疫・アレルギー疾患 /経口・外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	国内: Phase 2	自社品
JTE-051	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	海外: Phase 1	自社品
JTE-151	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ROR γ アンタゴニスト	Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うROR γ を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	海外: Phase 1	自社品
JTT-251	2型糖尿病 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素 (PDH) を活性化し、高血糖を是正する	海外: Phase 1	自社品
JTK-351	HIV感染症 /経口	インテグラーゼ阻害	HIV (ヒト免疫不全ウイルス) の増殖に関わる酵素であるインテグラーゼの働きを阻害し、ウイルス量を低下させる	国内: Phase 1	自社品

(注) 開発段階の表記は投薬開始を基準とする

<導出品>

一般名等 (当社開発番号)	導出先	作用機序		備考
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	(適応: メラノーマ) 日本 申請中
抗ICOS抗体	MedImmune社	ICOSアンタゴニスト	T細胞の活性化に関与しているICOSの働きを阻害し、免疫反応を抑制する	
JTE-052	LEO Pharma社	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	

加工食品事業

第31期
(2015年1-12月)

売上収益

1,658億円

(前年同一期間比 2.9%増)

調整後営業利益

27億円

(前年同一期間比 92.2%増)



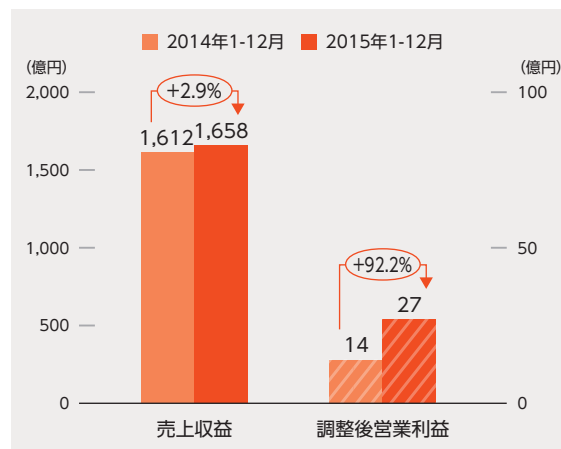
加工食品事業につきましては、冷凍麺、冷凍米飯、パックご飯、焼成冷凍パンといったステープル（主食）商品を中心とした冷凍・常温加工食品、首都圏を中心に店舗を展開するベーカリー及び酵母エキス調味料、オイスターソース等の調味料を主力とし、グループ会社であるテーブルマーク株式会社を中心として事業を展開しております。なかでも、高い商品力・市場シェアを有するステープル商品に注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度においては、引き続きステープルに注力した商品展開を図りました。具体的には、原料の配合から見直し、もちもちでなめらかな食感を加えた「さぬきうどん5食」、季節のこだわり素材を使用した和のごはんシリーズ「あさりと筍ごはん」等、家庭用冷凍食品及び家庭用常温食品について、新商品38品、リニューアル品56品の販売を開始しました。またパックご飯が発売20周年を迎え、ロゴ入り商品を販売したほか、新シリーズ「美食生活 新潟産こしひかり 食物せんい入りごはん」等を展開し、積極的な販売促進に努めました。

当年度における売上収益につきましては、冷凍・常温加工食品を中心に販売が好調に推移したことから、前年同一期間比47億円増収の1,658億円（前年同一期間比2.9%増）となりました。調整後営業利益につきましては、売上収益の増加により、前年同一期間比13億円増益の27億円（前年同一期間比92.2%増）となりました。

【ご参考】

売上収益・調整後営業利益
(2014年1-12月 対 2015年1-12月)



2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループの継続事業では、全体で1,298億円の設備投資を実施いたしました。国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に伴う投資を中心に374億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、製造拠点の最適化に加え、製品スペック改善等に伴う投資を中心に772億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に62億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に57億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

※設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要なもの、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

※2015年7月に、株式会社ジャパンビバレッジホールディングスの当社保有株式を譲渡したことに伴い、当該会社の本社及び事業拠点等の販売物流設備を当社グループの主要な設備から除外しております。なお、2015年7月末時点の当該設備の帳簿価額は23,480百万円です。

3. 企業集団の資金調達の状況

当社は、短期借入金の返済に充当することを目的に、2015年7月15日に総額1,150億円の社債発行を行っております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社グループは、Reynolds American Inc.グループとの間で、Natural American Spirit の米国外たばこ事業に係る商標権とReynolds American Inc.グループ傘下の同ブランドたばこ商品の販売会社である米国外子会社の全株式を含む、Natural American Spirit の米国外たばこ事業を取得することを合意し、2015年9月29日に契約を締結いたしました。

なお、本契約に基づき、当社グループは2016年1月13日に当該事業の取得を完了いたしました。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、サントリー食品インターナショナル株式会社に対し、当社飲料自販機オペレーター事業子会社である株式会社ジャパンビバレッジホールディングス及びジェイティエースター株式会社等の当社保有株式、並びに当社飲料ブランド「Roots」「桃の天然水」を2015年7月31日に譲渡いたしました。

8. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 2012年4月- 2013年3月	第29期 2013年4月- 2014年3月	第30期 2014年4-12月	(ご参考) 2014年1-12月	第31期 2015年1-12月
売 上 収 益 (百万円)	2,120,196	2,399,841	2,019,745	2,259,240	2,252,884
税 引 前 利 益 (百万円)	509,355	636,203	502,526	574,572	565,113
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	343,596	427,987	364,502	391,431	398,454
基本的1株当たり当期利益 (円)	181.07	235.48	200.55	215.36	221.95
資 産 合 計 (百万円)	3,852,567	4,616,766	4,704,706	4,704,706	4,558,235
資 本 合 計 (百万円)	1,892,431	2,596,091	2,622,503	2,622,503	2,521,524

- (注) 1. 前年度において、当社及び決算日が12月31日以外の子会社は、決算日を12月31日に変更いたしました。この変更に伴い、前年度の会計期間は2014年4月1日から12月31日の9ヶ月間となっております。また、当社グループの海外たばこ事業の運営主体であるJT International Holding B.V.及びその子会社の決算日は、従前より12月31日であり、前年度の会計期間は2014年1月1日から12月31日の12ヶ月間となっております。なお、当年度の会計期間の比較対象として、2014年1月1日から12月31日までの12ヶ月間を前年同一期間としております。
2. 当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。
3. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、第28期につきましては、当該期期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。
4. 当年度において「飲料事業」を非継続事業に分類し、第30期を組み替えて表示しております。したがって、「第30期」「(ご参考)」「第31期」の売上収益、税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益、基本的1株当たり当期利益は、継続事業の金額を表示しております。なお、非継続事業の金額を加えた親会社の所有者に帰属する当期利益及び基本的1株当たり当期利益は以下のとおりです。

区 分	(継続事業+非継続事業)		
	第30期 2014年4-12月	(ご参考) 2014年1-12月	第31期 2015年1-12月
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	362,919	389,065	485,691
基本的1株当たり当期利益 (円)	199.67	214.06	270.54

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第28期 2012年4月- 2013年3月	第29期 2013年4月- 2014年3月	第30期 2014年4-12月	第31期 2015年1-12月
売 上 高 (百万円)	781,067	809,967	572,323	732,483
経 常 利 益 (百万円)	210,568	230,900	159,746	371,989
当 期 純 利 益 (百万円)	149,773	168,779	108,656	345,009
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	78.93	92.86	59.78	192.18
総 資 産 (百万円)	2,784,914	2,732,637	2,729,270	2,756,785
純 資 産 (百万円)	1,714,529	1,734,379	1,649,151	1,713,068

- (注) 1. 前年度において、当社は決算日を12月31日に変更いたしました。この変更に伴い、前年度の会計期間は2014年4月1日から12月31日の9ヶ月間となっております。
2. 日本基準に基づいて作成しております。
3. 当社は、2012年7月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますので、第28期につきましては、当該期期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 企業集団が対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

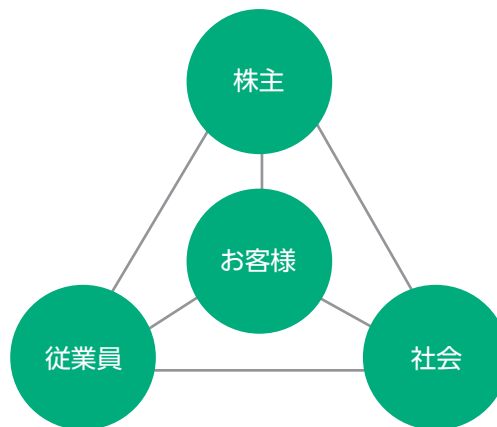
加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきましたし、今後もその実現を目指していきます。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期にわたる企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



(2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループは、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、「変化への対応力」の強化を重要なテーマと認識し、予測不可能な変化へスピード感を持って適切に対応すべく、期間を3年間とした経営計画を1年毎にローリングを行う方式で策定しております。

今回策定した経営計画2016においても、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

経営計画2016は、引き続き調整後営業利益成長率（為替一定）^(注1)において、中長期に亘って年平均mid to high single digit^(注2)成長を目指してまいります。

株主還元方針につきましては、積極的な事業投資を継続しながらも、起こり得る環境変化にも対応できる強固な財務基盤^(注3)を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいります。

具体的には、一株当たり配当金について、安定的・継続的な成長を目指してまいります。自己株式の取得につきましては、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討することといたします。

なお、引き続き、ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG^(注4)の還元動向もモニタリングしてまいります。

各事業の中長期の目標と役割は以下のとおりです。

たばこ事業	JTグループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す
国内	高い競争優位性を保持する利益創出の中核事業
海外	利益成長の牽引役である、もう1つの中核事業
医薬事業	次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、グループへの安定的な利益貢献を目指す
加工食品事業	少なくとも業界平均に比肩する営業利益率を実現し、グループへのさらなる利益貢献を目指す

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標と役割に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力のさらなる強化を実現すること、及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

また、CSRにつきましても、経営理念である「4Sモデル」に基づき、高次でバランスのとれたステークホルダー満足を目指す観点から、一層取り組みを強化してまいります。

当社グループをとりまく事業環境は、今後も世界規模で、かつこれまでよりも速いスピードで変化していくものと考えております。当社グループとしては、将来起こるであろう様々な変化に対応するために、引き続き「4Sモデル」に基づき、一貫した事業投資と変化への対応力を通じて、中長期に亘る持続的な利益成長を目指すとともに、株主還元を着実に実現してまいります。

- (注) 1. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、調整後営業利益成長率（為替一定）とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ
 3. 「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する
 4. FMCG：Fast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業

10. 企業集団の主要な事業内容

区分	主な内容
国内たばこ事業	メビウス、セブンスター等を中心とするたばこ製品の製造、販売
海外たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
加工食品事業	冷凍・常温加工食品、ベーカリー、調味料の製造、販売

(注) 飲料事業については、当事業年度より主要な事業から除外いたしました。

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	88.6	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 1,215,425	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 172,495	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	(100.0)	加工食品の製造、販売

(注) 1. 出資比率欄の () 内の数字は、間接所有割合を示しております。

2. 上記の重要な子会社 6 社を含む当年度の連結子会社は194社、持分法適用会社は12社であります。また、当年度の売上収益は、2兆2,529億円、継続事業からの親会社の所有者に帰属する当期利益は3,985億円となりました。

3. ジェイティ飲料株式会社については、当事業年度より重要な子会社から除外いたしました。

4. 当事業年度末日において、会社法施行規則第118条 4号に定める特定完全子会社はありません。

12. 企業集団の主要な借入先

特記すべき事項はありません。

13. 企業集団の主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社：東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

支 社：北海道支社（北海道） 東北支社（宮城県） 上信越支社（群馬県） 北関東支社（埼玉県）

東関東支社（千葉県） 東京支社（東京都） 神奈川支社（神奈川県） 北陸支社（石川県）

東海支社（愛知県） 北関西支社（大阪府） 大阪支社（大阪府） 中国支社（広島県）

四国支社（香川県） 九州支社（福岡県） 南九州支社（鹿児島県）

工 場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府）

九州工場（福岡県） その他2工場

研 究 所：葉たばこ研究所（栃木県） たばこ中央研究所（神奈川県） 医薬総合研究所（大阪府）

(注) 1.2015年4月1日付をもって営業拠点の統廃合を行い、25支店体制から15支社体制に移行しました。

2.2015年3月末に郡山工場、浜松工場、岡山印刷工場の廃止を行いました。

(2) 子会社

TSネットワーク株式会社（東京都）

日本フィルター工業株式会社（東京都）

JT International S.A.（スイス）

Gallaher Ltd.（イギリス）

鳥居薬品株式会社（東京都）

テーブルマーク株式会社（東京都）

(注) ()内は、本社所在地を示しております。

14. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
国内たばこ事業	9,470名
海外たばこ事業	26,200名
医薬事業	1,839名
加工食品事業	5,798名
当社の全社共通業務等	1,178名
合 計	44,485名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	6,511名	1,252名減	43.5歳	20.3年
女 性	1,038名	114名減	36.2歳	11.8年
合計又は平均	7,549名	1,366名減	42.5歳	19.1年

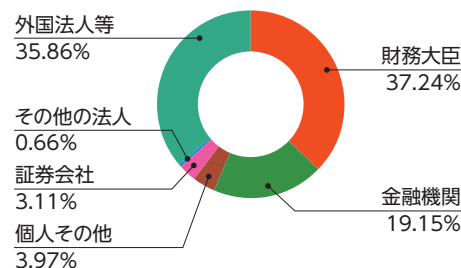
(注) 1. 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

2. 従業員数が、前期に比べて1,366名減少しておりますが、これは主に希望退職施策の実施等によるものです。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,000,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,000,000,000株
(自己株式 209,285,431株)
3. 株主数 121,931名

【ご参考】所有者別構成比（自己株式を除く）



4. 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
財 務 大 臣	666,927,200	37.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	54,120,200	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,189,400	2.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	44,329,643	2.48
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	33,800,000	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	33,153,315	1.85
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	29,990,439	1.67
G I C P R I V A T E L I M I T E D	27,439,663	1.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	26,504,296	1.48
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	20,390,143	1.14

(注) 持株比率は、自己株式（209,285,431株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元策の一環として、中長期の調整後EPS^(注)（為替一定）成長を補完することを目的とし2015年2月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を次のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 26,896,200株
取得価額	99,999,695,750円
期間	2015年2月9日～2015年3月18日（約定ベース）
取得方法	東京証券取引所における信託方式による市場買付

(注) 調整後EPS = (当期利益（親会社所有者帰属） ± 調整項目（収益及び費用） * ± 調整項目に係る税金相当額及び非支配持分損益） / (期中平均株式数 + 新株予約権による株式増加数)
* 調整項目（収益及び費用）：のれんの減損損失 ± リストラクチャリング収益及び費用等

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当該事業年度末日における新株予約権の総数等

- (1) 新株予約権の総数
5,660個
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式1,132,000株（新株予約権1個につき200株）

2. 当該事業年度末日における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式324,800株（新株予約権1個につき200株）
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり1円
- (3) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
- (4) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (5) 当社の会社役員の保有状況

区 分	発行年度	新株予約権の割当てに際しての払込金額	新株予約権を行使することができる期間	個 数	保有者数
取締役	2007年度	1個当たり 581,269円	2008年1月9日から 2038年1月8日まで	46個	4名
	2008年度	1個当たり 285,904円	2008年10月7日から 2038年10月6日まで	81個	5名
	2009年度	1個当たり 197,517円	2009年10月14日から 2039年10月13日まで	212個	5名
	2010年度	1個当たり 198,386円	2010年10月5日から 2040年10月4日まで	183個	5名
	2011年度	1個当たり 277,947円	2011年10月4日から 2041年10月3日まで	257個	5名
	2012年度	1個当たり 320,000円	2012年10月10日から 2042年10月9日まで	257個	5名
	2013年度	1個当たり 513,400円	2013年10月8日から 2043年10月7日まで	165個	5名
	2014年度	1個当たり 483,200円	2014年10月7日から 2044年10月6日まで	178個	6名
	2015年度	1個当たり 711,200円	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	245個	6名

(注) 取締役には、社外取締役を含みません。

3. 当該事業年度中に当社の従業員に対して交付した新株予約権の状況

- (1) **新株予約権の目的である株式の種類及び数**
普通株式66,200株（新株予約権1個につき200株）
- (2) **新株予約権の割当てに際しての払込金額**
1個当たり711,200円
- (3) **新株予約権の行使に際して出資される財産の価額**
1株当たり1円
- (4) **新株予約権を行使することができる期間**
2015年8月4日から2045年8月3日まで
- (5) **新株予約権の譲渡制限**
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
- (6) **新株予約権の行使の条件**
新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (7) **当社の従業員への交付状況**
当社の執行役員（取締役である者を除く）18名に対して331個の新株予約権を交付いたしました。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	丹 呉 泰 健		株式会社大垣共立銀行 社外取締役
代表取締役社長	小 泉 光 臣		
代表取締役副社長	新 貝 康 司	コンプライアンス・企画・人事・総務・法務・監査担当	株式会社リクルートホールディングス 社外取締役
代表取締役副社長	大久保 憲 朗	医薬事業・飲料事業・加工食品事業担当	
代表取締役副社長	佐 伯 明	たばこ事業本部長	JT International Group Holding B.V. Chairman
取締役副社長	宮 崎 秀 樹	CSR・財務・コミュニケーション担当	
取締役	岡 素 之		日本電気株式会社 社外取締役
取締役	幸 田 真 音		作家 株式会社LIXILグループ 社外取締役
常勤監査役	中 村 太		
常勤監査役	湖 島 知 高		
監査役	今 井 義 典		
※ 監査役	大 林 宏		大林法律事務所 弁護士 大和証券株式会社 社外監査役 三菱電機株式会社 社外取締役 新日鐵住金株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、岡素之、幸田真音の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、今井義典、大林宏の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役のうち、岡素之、幸田真音の両氏及び監査役のうち、今井義典、大林宏の両氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。
4. 監査役 中村太氏は、当社経理部調査役を務めるなど、監査役 湖島知高氏は、当社財務グループ副グループリーダーを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. ※印の監査役は、2015年3月20日付をもって新たに就任いたしました。
6. 監査役 上田廣一氏は、2015年3月20日付をもって退任いたしました。

7. 当事業年度終了後における役員の担当等の変更

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	2015年12月31日現在	2016年1月1日現在
小泉光臣	代表取締役社長	代表取締役社長 CEO
新貝康司	代表取締役副社長 コンプライアンス・企画・人事・総務・法務・監査担当 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役	代表取締役副社長 副CEO、コンプライアンス・総務・法務・企画・IT・ ビジネスディベロップメント・人事・監査担当 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役
大久保憲朗	代表取締役副社長 医薬事業・飲料事業・加工食品事業担当	取締役
佐伯明	代表取締役副社長 たばこ事業本部長 JT International Group Holding B.V. Chairman	取締役

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	8名	357百万円	5名	96百万円	13名	453百万円
役員賞与	5名	189百万円	－	－	5名	189百万円
ストックオプション報酬	6名	174百万円	－	－	6名	174百万円
計	－	720百万円	－	96百万円	－	816百万円

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. スtockオプション報酬は、当事業年度に支給したStockオプション報酬の総額を記載しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、年1回以上開催することとしており、当社の取締役、執行役員報酬の方針、制度、算定方法等について諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。現在報酬諮問委員会は、取締役会長と社外取締役2名及び社外監査役2名の5名で構成されており、取締役会長を委員長としております。

報酬諮問委員会の外部委員

当社社外取締役 岡 素之氏

当社社外取締役 幸田真音氏

当社社外監査役 今井義典氏

当社社外監査役 大林 宏氏

報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

これらに基づき、役員報酬は、月例の「基本報酬」に加え、単年度の業績を反映した「役員賞与」及び中長期の企業価値と連動する「株式報酬型ストック・オプション」の3本立てとしております。当該「株式報酬型ストック・オプション」につきましては、株主価値の増大へのインセンティブとなる中長期の企業価値向上と連動した報酬として、2007年に導入いたしました。

取締役の報酬構成については、以下のとおりとしております。

執行役員を兼務する取締役については、日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。なお、「役員賞与」が標準額であった場合、「役員賞与」と「株式報酬型ストック・オプション」の合計額の割合は、社長・副社長は基本報酬に対して8割弱、社長・副社長以外の役位は7割程度としております。

執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く）については、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」で構成しております。

社外取締役については、独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。

監査役の報酬構成については、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

なお、当社の取締役及び監査役に対する報酬総額の上限は、第22回定時株主総会（2007年6月）において承認を得ており、取締役の総数に対して年額8億7千万円、監査役の総数に対して年額1億9千万円となっております。また、これとは別に取締役に対して付与できる「株式報酬型ストック・オプション」の上限につきましても、第22回定時株主総会において承認を得ており、年間800個及び年額2億円となっております。なお、毎期の割当個数につきましては、取締役でない執行役員への割当個数を含め、取締役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしたうえで、報酬諮問委員会での審議を踏まえ、承認された報酬上限額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議で決定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	役職
取締役	岡 素 之	日本電気株式会社	社外取締役
	幸 田 真 音	作家	
		株式会社LIXILグループ	社外取締役
監査役	大 林 宏	大林法律事務所	弁護士
		大和証券株式会社	社外監査役
		三菱電機株式会社	社外取締役
		新日鐵住金株式会社	社外監査役

(注) 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

(2) 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	岡 素 之	当該事業年度に開催した18回の取締役会のうち16回に出席し、適宜質問、発言を行うなど取締役としての職責を十分に果たしました。
	幸 田 真 音	当該事業年度に開催した18回の取締役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	今 井 義 典	当該事業年度に開催した18回の取締役会のうち17回に出席し、また、16回の監査役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	大 林 宏	2015年3月20日就任以降の当該事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回に出席し、また、12回の監査役会のすべてに出席し、適宜質問、発言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員と、「会社法」第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、「会社法」第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

区分	社外取締役		社外監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	2名	30百万円	3名	24百万円	5名	54百万円

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
①「公認会計士法」第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	325百万円
②「公認会計士法」第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	4百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	468百万円
(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由	

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けており、いずれも当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査は受けておりません。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

※ 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議しております。

なお、当事業年度においては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が、2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年4月30日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針及び体制の整備についての決定」を一部改正いたしました。

(1) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イにいう「取締役等」をいう。）及び従業員（以下、取締役等及び従業員を総称して「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、当社及び子会社の役職員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範の策定等を行うとともに、コンプライアンスの徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたJTグループコンプライアンス委員会を設置し、その委員長を会長が務めるものとする。

また、コンプライアンス担当執行役員を定めコンプライアンス統括室を所管させ、これによりJTグループ横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努める。

当社及び子会社の各コンプライアンス推進部門（当社においては「コンプライアンス統括室」をいい、子会社においてはそれに相当する部署等をいう。）は、行動規範を解説した「JTグループ行動規範」等をその役職員に配布するとともに、これら役職員を対象に各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことによってコンプライアンスの実効性の向上に努める。

(内部通報体制)

当社及び子会社は、その従業員等が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合に備え、内部通報体制として相談・通報窓口を設置する。相談・通報を受けた各コンプライアンス推進部門はその内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、再発防止策を実施する。

当社は、JTグループに係る重要な問題についてはJTグループコンプライアンス委員会に付議し、審議を求め、又は報告することとする。

(反社会的勢力排除に向けた体制)

当社及び子会社は、反社会的勢力とは断固として対決し、不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。JTグループとしての対応統括部署を当社総務部と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、情報収集・共有を図り、組織的な対応を実施する。また、反社会的勢力への関与を禁止し、当社及び子会社の役職員に周知徹底するとともに、これら役職員に対して適宜研修等を行うことにより、反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続的に実施する。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等に基づき、JTグループの財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図る。

③ 内部監査体制

当社監査部は、内部監査を所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。

また、当社監査部は、各子会社の内部監査機能との連携により、JTグループの内部監査体制及び方針の企画・推進、並びに各子会社の内部監査機能に対する補完を行う。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 議事録の保存及び管理

当社は、株主総会及び取締役会の議事録については、法令に基づき適切に管理保存を行う。

② その他の情報の保存及び管理

当社は、重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報については、責任権限規程に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、また、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、その保存管理を行う。

(3) 子会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、当該子会社を所管する当社担当部署へ重要な情報を定期的に報告させるものとする。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 平常時のリスク評価・管理体制

当社は、金融・財務リスクに対しては、JTグループに係る指針・規程・マニュアルを定めるとともに、四半期毎に財務責任者を通じて社長及び取締役会に報告を行う。その他のリスクについては、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が事務局となって各種委員会等を設置して適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、社長へ報告し、対策の承認を得る。

当社監査部は、各子会社の内部監査機能と連携しつつ、業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してJTグループにおける社内管理体制等を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行う。

② 有事の対応

当社は、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門及び子会社との緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整える。また、対処した事案等とその内容については、取締役会に報告を行う。

(5) 当社取締役及び子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会

当社取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督する。

当社取締役会は、当社取締役から3ヶ月に1回以上業務執行の状況の報告を受ける。

② 当社における適切な権限委譲及び責任体制

当社取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心とする経営上の重要事項については、責任権限規程により、明確な意思決定プロセスを定め、迅速に意思決定を行うことができる体制とする。

当社取締役会が任命する執行役員は、当社取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切な業務執行を行う。

組織及び職制については、組織職制規程により基本事項を定めるとともに、業務分担ガイダンスにより各部門の役割を明確に示し、業務の効率性・柔軟性に資する運営を行う。

③ JTグループに適用される規程及び指針の策定等

当社は、JTグループに適用される規程及び指針等の策定等を通じて、JTグループにおける効率的な業務執行体制を構築する。

(6) 当社並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① JTグループのミッション

JTグループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、JTグループ内で共有する。

② グループマネジメント

当社は、グループに共通する機能・規程等を定義し、グループマネジメントを行うことにより、JTグループ全体最適を図る。コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等については、子会社と連携を図り、整備する。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

① 監査役室の設置

当社監査役（以下、単に「監査役」という。「監査役会」、「監査役室」、及び「監査役室長」との表現も当社のそれを意味するものとする。）の職務を補助する組織として、監査役室を置く。

② 人員の配置

監査役室には、必要な人員を配置する。また、必要に応じ監査役会と協議のうえ人員配置体制の見直しを行う。

(8) 監査役室所属の従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役室所属の従業員の人事等

監査役室長の評価は監査役会が行い、その他の監査役室所属従業員の評価は、監査役会の助言のもと、監査役室長が行う。監査役室所属の従業員の異動・懲戒にあたっては、監査役会と事前に協議を行う。

② 監査役室所属の従業員の職務

監査役室所属の従業員は、監査役の指揮命令に従ってその職務を補助するものとし、当該従業員には当社の業務執行に係る役職を兼務させない。

(9) 当社及び子会社の役職員又は子会社役職員から報告を受けた者が、監査役会又は監査役に報告するための体制

① 監査役会への報告

当社及び子会社の役職員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行う。

② 監査役への求めに応じた適切な報告

当社及び子会社の役職員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応する。

③ 内部通報の状況の報告

コンプライアンス統括室は、監査役に対して、JTグループに係る内部通報の状況について定期的な報告を行うとともに、必要に応じて適宜報告を行う。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報における相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないことについて、JTグループでの周知徹底を行う。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 会社法第388条に基づく費用又は債務の処理

当社は、監査役が当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 予算の設定等

当社は、監査役職務の監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を設定する。また、監査役職務の監査にかかる諸費用のうち予算を超えた部分についても、当該費用が職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社が負担する。

(12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 重要な会議への出席等

監査役は、当社取締役会その他の当社の重要な会議に出席することができる。

② 監査部・コンプライアンス統括室と監査役との連携

監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・JTグループでは「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、これを記載した「JTグループ行動規範」の冊子等を当社及び子会社の役職員に配布するなど、JTグループ内での周知を実施しております。
- ・「JTグループコンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実及び講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。
- ・コンプライアンスの意識の向上と不正行為の防止等を図るため、当社及び子会社の役職員を対象とした研修を定期的実施しております。
- ・内部通報体制については、相談・通報を理由として、相談・通報者に対していかなる不利な取扱いも行わないよう当社及び子会社の職員に周知しております。また、JTグループコンプライアンス委員会において、定期的に相談・通報の内容が報告されております。
- ・反社会的勢力への対応については、お取引先からの表明・確約書の徴取や、当社及び子会社の役職員への定期的な研修等を継続して実施しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- ・金融・財務リスクについては、「グループ財務業務基本規程」に基づき、四半期毎に社長及び取締役会への報告を実施しております。
- ・社内管理体制の評価・検討については、「内部監査規程」に基づき、監査部から社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会への報告を実施しております。
- ・危機・災害については、「内部統制システムの構築に関する基本方針及び体制の整備についての決定」に基づき、対処した事案等とその内容について四半期毎に、取締役会への報告を実施しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。各担当取締役は、グループ会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しております。
- ・重要な業務執行等の意思決定等については、決裁手続が電子化されており、迅速・効率的な管理体制を構築しております。取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保

- ・監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る電子決裁の内容を随時確認しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した監査役室を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査役の協議により職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

【ご参考】

＜当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方＞

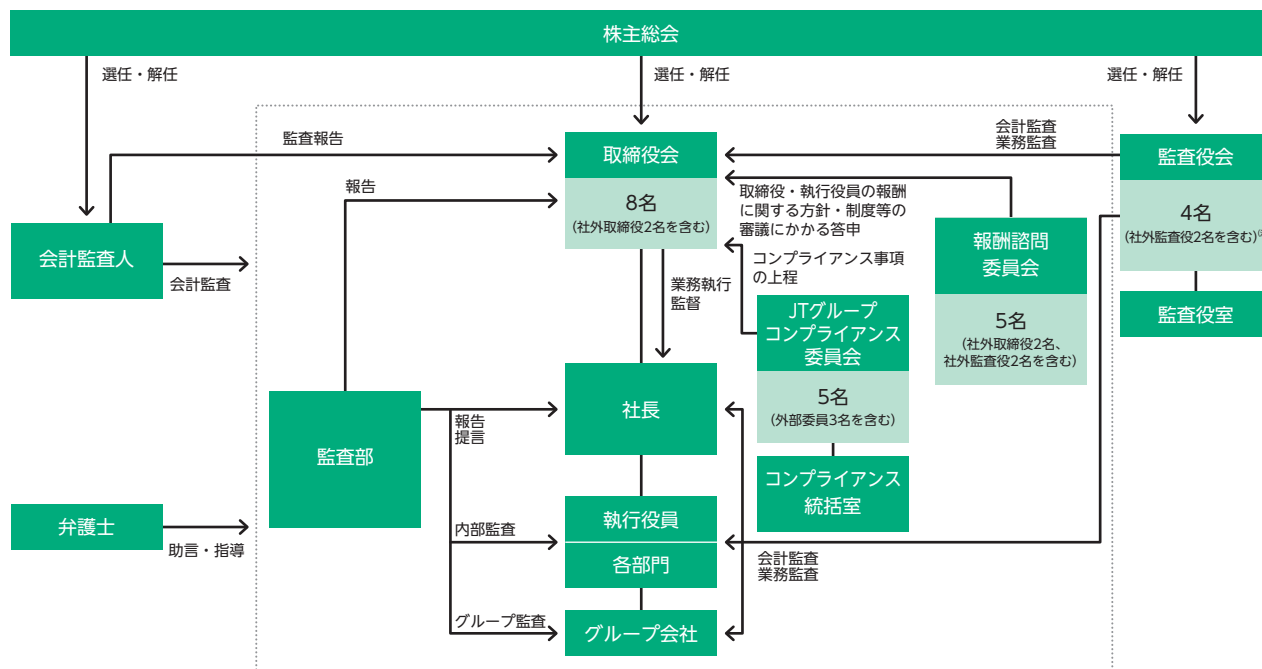
当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である『4Sモデル』、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みととらえ、これまで、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期にわたる持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みについて改めて明文化し、2016年2月4日に「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」として制定いたしました。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、そのさらなる充実を図ってまいります。

なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は、当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載しております。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図＞



(注) 社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書 (2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	526,765	営業債務及びその他の債務	373,032
営業債権及びその他の債権	406,387	社債及び借入金	30,980
棚卸資産	563,820	未払法人所得税等	106,391
その他の金融資産	17,849	その他の金融負債	6,459
その他の流動資産	280,493	引当金	19,297
小計	1,795,313	その他の流動負債	729,761
売却目的で保有する非流動資産	2,904	流動負債合計	1,265,920
流動資産合計	1,798,217	非流動負債	
非流動資産		社債及び借入金	215,938
有形固定資産	681,865	その他の金融負債	10,143
のれん	1,429,287	退職給付に係る負債	333,562
無形資産	332,478	引当金	9,210
投資不動産	23,614	その他の非流動負債	113,958
退職給付に係る資産	38,954	繰延税金負債	87,979
持分法で会計処理されている投資	59,523	非流動負債合計	770,790
その他の金融資産	101,727	負債合計	2,036,710
繰延税金資産	92,570	資本	
非流動資産合計	2,760,017	資本金	100,000
資産合計	4,558,235	資本剰余金	736,400
		自己株式	△444,333
		その他の資本の構成要素	△137,122
		利益剰余金	2,196,651
		親会社の所有者に帰属する持分	2,451,596
		非支配持分	69,929
		資本合計	2,521,524
		負債及び資本合計	4,558,235

連結損益計算書 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
継 続 事 業	
売 上 収 益	2,252,884
売 上 原 価	△920,056
売 上 総 利 益	1,332,828
そ の 他 の 営 業 収 益	15,367
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	6,381
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 等	△789,346
営 業 利 益	565,229
金 融 収 益	15,016
金 融 費 用	△15,132
税 引 前 利 益	565,113
法 人 所 得 税 費 用	△162,386
継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	402,727
非 継 続 事 業	
非 継 続 事 業 か ら の 当 期 利 益	87,515
当 期 利 益	490,242
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	485,691
非 支 配 持 分	4,551

連結持分変動計算書 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
				新株予約権	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・フロー ヘッジの公正価値の 変動額の有効部分	その他の包括 利益を通じて 測定する金融 資産の公正 価値の純変動
2015年1月1日 残高	100,000	736,400	△344,447	1,631	116,421	1,215	23,156
当期利益	-	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	△288,894	233	10,500
当期包括利益	-	-	-	-	△288,894	233	10,500
自己株式の取得	-	-	△100,000	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	114	△85	-	-	-
株式に基づく報酬取引	-	-	-	395	-	-	-
配当金	-	-	-	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	△140
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	-	-	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	-	-	-	-	△232
その他の増減	-	-	-	-	-	△1,324	-
所有者との取引額等合計	-	-	△99,886	310	-	△1,324	△372
2015年12月31日 残高	100,000	736,400	△444,333	1,941	△172,473	125	33,284

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計
	確定給付型 退職給付制度の 再測定額	合計				
2015年1月1日 残高	-	142,425	1,902,460	2,536,838	85,665	2,622,503
当期利益	-	-	485,691	485,691	4,551	490,242
その他の包括利益	△4,272	△282,433	-	△282,433	△101	△282,534
当期包括利益	△4,272	△282,433	485,691	203,257	4,450	207,708
自己株式の取得	-	-	-	△100,000	-	△100,000
自己株式の処分	-	△85	△29	0	-	0
株式に基づく報酬取引	-	395	-	395	-	395
配当金	-	-	△187,574	△187,574	△13,809	△201,383
連結範囲の変動	-	△140	140	-	△6,044	△6,044
支配の喪失とならない子会社に 対する所有者持分の変動	-	-	4	4	△321	△318
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	4,272	4,040	△4,040	-	-	-
その他の増減	-	△1,324	-	△1,324	△13	△1,337
所有者との取引額等合計	4,272	2,886	△191,500	△288,500	△20,187	△308,686
2015年12月31日 残高	-	△137,122	2,196,651	2,451,596	69,929	2,521,524

貸借対照表 (2015年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	527,980	流動負債	690,416
現金及び預金	154,666	買掛金	8,604
売掛金	52,269	リース債務	4,303
有価証券	110,000	未払金	82,212
商品及び製品	21,699	未払たばこ税	94,095
半製品	52,954	未払たばこ特別税	14,548
仕掛品	3,205	未払地方たばこ税	108,856
原材料及び貯蔵品	42,318	未払法人税等	82,169
前渡金	1,849	未払消費税等	32,212
前払費用	5,729	キャッシュ・マネージメント・システム預り金	251,827
繰延税金資産	24,020	賞与引当金	5,290
関係会社短期貸付金	45,797	その他	6,298
その他	13,502	固定負債	353,301
貸倒引当金	△26	社債	211,604
固定資産	2,228,805	リース債務	7,681
有形固定資産	259,374	退職給付引当金	130,530
建物	89,584	その他	3,486
構築物	3,151	負債合計	1,043,717
機械及び装置	62,769	(純資産の部)	
車両運搬具	1,746	株主資本	1,694,250
工具、器具及び備品	21,300	資本金	100,000
土地	78,383	資本剰余金	736,400
建設仮勘定	2,440	資本準備金	736,400
無形固定資産	21,566	利益剰余金	1,302,183
特許権	418	利益準備金	18,776
商標権	3,424	その他利益剰余金	1,283,407
ソフトウェア	16,038	圧縮記帳積立金	47,587
その他	1,687	圧縮記帳特別勘定	2,582
投資その他の資産	1,947,865	別途積立金	955,300
投資有価証券	61,982	繰越利益剰余金	277,938
関係会社株式	1,854,137	自己株式	△444,333
関係会社出資金	782	評価・換算差額等	16,877
関係会社長期貸付金	5,430	その他有価証券評価差額金	29,791
長期前払費用	6,689	繰延ヘッジ損益	△12,914
繰延税金資産	8,821	新株予約権	1,941
その他	10,339	純資産合計	1,713,068
貸倒引当金	△315	負債純資産合計	2,756,785
資産合計	2,756,785		

損益計算書 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		732,483
売上原価		229,551
売上総利益		502,931
販売費及び一般管理費		271,227
営業利益		231,704
営業外収益		
受取利息	318	
受取配当金	139,238	
その他	5,142	144,697
営業外費用		
支払利息	951	
社債利息	1,703	
その他	1,759	4,413
経常利益		371,989
特別利益		
固定資産売却益	7,300	
子会社株式売却益	116,259	
その他	408	123,967
特別損失		
固定資産売却損	158	
固定資産除却損	15,740	
減損損失	3,707	
事業構造強化費用	3,333	
事業整理損	12,902	
その他	1,711	37,552
税引前当期純利益		458,404
法人税、住民税及び事業税	104,829	
法人税等調整額	8,566	113,395
当期純利益		345,009

株主資本等変動計算書 (自 2015年1月1日 至 2015年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
				圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2015年1月1日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	44,531	17,043	955,300	109,126	1,144,777	△344,447	1,636,730
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	10,169	-	-	△10,169	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	△9,493	-	-	9,493	-	-	-
税率変更による積立金の調整額	-	-	-	-	2,380	-	-	△2,380	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-	2,453	-	△2,453	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-	△17,043	-	17,043	-	-	-
税率変更による特別勘定の調整額	-	-	-	-	-	129	-	△129	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△187,574	△187,574	-	△187,574
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	345,009	345,009	-	345,009
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△100,000	△100,000
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△29	△29	114	85
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	3,056	△14,461	-	168,811	157,406	△99,886	57,520
2015年12月31日残高	100,000	736,400	736,400	18,776	47,587	2,582	955,300	277,938	1,302,183	△444,333	1,694,250

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2015年1月1日残高	21,087	△10,298	10,790	1,631	1,649,151
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の繰入	-	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-
税率変更による積立金の調整額	-	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-	-	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-	-	-	-
税率変更による特別勘定の調整額	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△187,574
当期純利益	-	-	-	-	345,009
自己株式の取得	-	-	-	-	△100,000
自己株式の処分	-	-	-	-	85
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	8,704	△2,617	6,087	310	6,397
事業年度中の変動額合計	8,704	△2,617	6,087	310	63,917
2015年12月31日残高	29,791	△12,914	16,877	1,941	1,713,068

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年2月5日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮坂 泰行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大橋 武尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2015年1月1日から2015年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年2月5日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮坂 泰行	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石川 航史	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大橋 武尚	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2015年1月1日から2015年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年1月1日から2015年12月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年2月10日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 中村 太 ㊟

常勤監査役 湖島 知高 ㊟

監査役 今井 義典 ㊟

監査役 大林 宏 ㊟

(注) 監査役今井義典及び監査役大林宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ 毛

メ 毛

ひとの
ときを、
想う。



第31回定時株主総会会場ご案内図

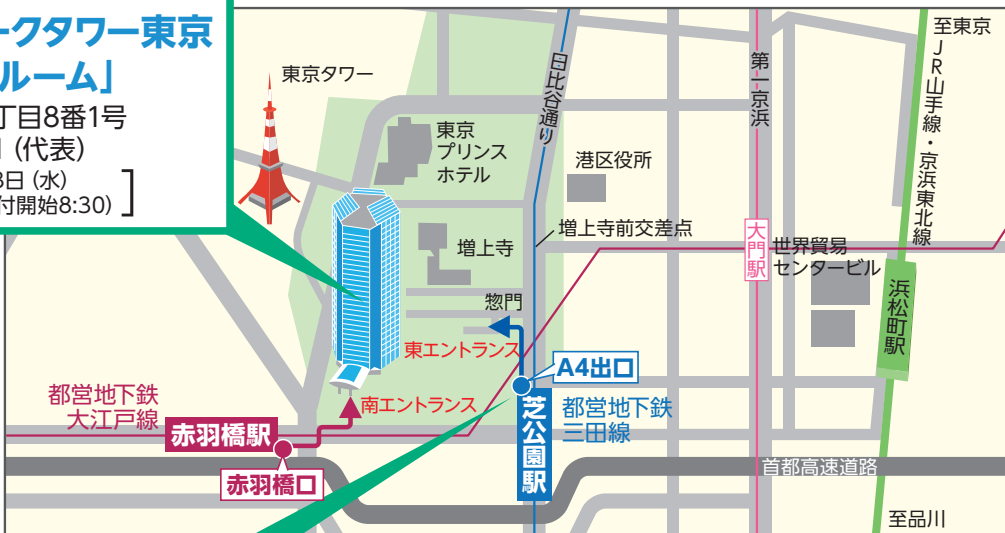
【場所】

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「ボールルーム」

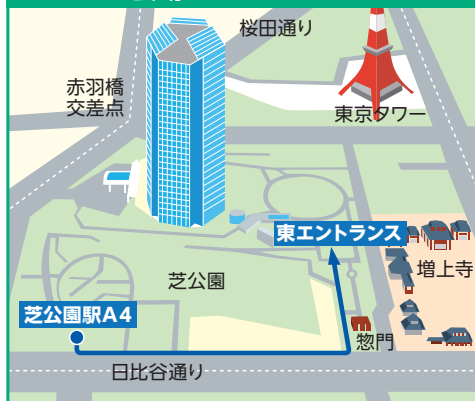
東京都港区芝公園四丁目8番1号

電話 (03) 5400-1111 (代表)

開催日時: 2016年3月23日(水)
10:00~(受付開始8:30)



会場までのアクセス



交通機関のご案内

- 都営地下鉄「三田線」にて
芝公園駅 A4出口 から …………… 徒歩**7分**
(東エントランス経由、会場まで)
- 都営地下鉄「大江戸線」にて
赤羽橋駅 赤羽橋口 から …………… 徒歩**10分**
(南エントランス経由、会場まで)



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

お願い: 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違えのないようご注意ください。